

※ 公告等の記事についてはホームページ上には掲載しておりませんので、内容については本誌をご覧ください。

健保組合ホームページ ▶ <http://www.st-kenpo.or.jp>



CONTENTS

- P2～3 ▶ 平成28年度予算が決まりました
- P4 ▶ 「マイナンバー制度」についてのお知らせ
- P5 ▶ 健康保険の内容が一部変わりました
- P6 ▶ 当健保組合の保険給付を紹介します
- P7 ▶ 保険証は退職した日の翌日から使用できません
被扶養者(異動)届の提出は、異動があった日から5日以内に!
- P8 ▶ ジェネリックにすると、どのくらい安くなるの?

安心して医療を受け続けていくために、皆さんの声を集め、発信していく「場所」として「あしたの健保プロジェクト」のWEBサイトを、ぜひご覧ください。当健保組合のホームページからもアクセスできます。

健康保険。みらいのために、今、変えよう。

あしたの健保
プロジェクト

平成28年度 保険料率は現状を維持

平成28年2月19日(金)に開催されました第96回組合会におきまして、当健保組合の平成28年度予算が可決・承認されました。

健保組合を取り巻く環境は、高齢化の進展、医療費の増大によってかつてない厳しい状況におかれています。最大の要因は高齢者医療制度への過重な費用負担にあり、保険料収入の5割近くを占める納付金負担は現行制度創設以降、累計で24兆円にも達し、もはや限界に達していると言わざるを得ません。

当健保組合の平成28年度においては、高齢者医療制度への拠出額は前年度より下がりはしたものの、現役世代に偏る負担構造は変わらず納付金負担の重圧は続くと思込まれます。増加の一途をたどる医療費と併せると依然として厳しい財政運営が予想されますが、健康保険料率および介護保険料率は現行を維持し、予算編成をしました。

■ 平成28年度の保険料率は次のとおりです

健康保険料率

千分の98.4 (前年度と同じ)

※事業主と被保険者で折半負担

介護保険料率

千分の15.4 (前年度と同じ)

※事業主と40歳から65歳未満の被保険者で折半負担

● 健康保険料率の内訳

区 分			保険料率(千分率)	内 容
健康保険料	一 般 保険料	基本保険料	61.16	被保険者等に対する保険給付等にあてる保険料
		特定保険料	35.94	後期高齢者医療制度への「支援金」、前期高齢者医療制度への「納付金」等にあてる保険料
	調整保険料		1.30	健保組合間の財源不均衡のため健康保険組合連合会へ拠出する保険料
	合 計		98.40	

一般勘定予算

予算総額 139億309万1千円

準備金繰入 6億4,675万9千円

収入不足を補うため、準備金から繰り入れます。

収
入

保険料収入 128億7,428万8千円

皆様や事業主から納めていただく保険料は組合運営の大切な財源です。

調整保険料収入、財政調整事業交付金など 3億8,204万4千円

皆様の健康をバックアップするため、平成28年度も積極的に保健事業を実施します。

適正受診やジェネリック医薬品の活用など、医療費の節減にご協力ください。

保健事業費 8億4,895万1千円

人間ドックなどの各種健診事業や、宿泊施設を利用した際の補助金事業などの費用です。

支
出

保険給付費 76億6,811万9千円

皆様が病気やけがをしたときの、医療費や各種給付金の費用です。

納付金 47億6,474万7千円

国へ納付する後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、退職者給付拠出金等の費用です。

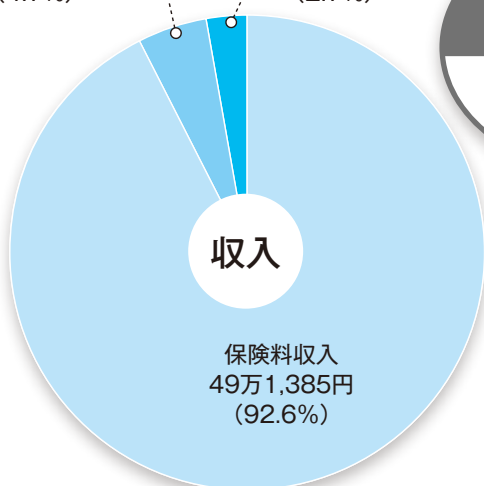
保険料収入の約37%を占めており、組合財政を大きく圧迫しています。

財政調整事業拠出金、事務費、予備費など 6億2,127万4千円

一般勘定

準備金繰入
2万4,685円
(4.7%)

その他
1万4,581円
(2.7%)

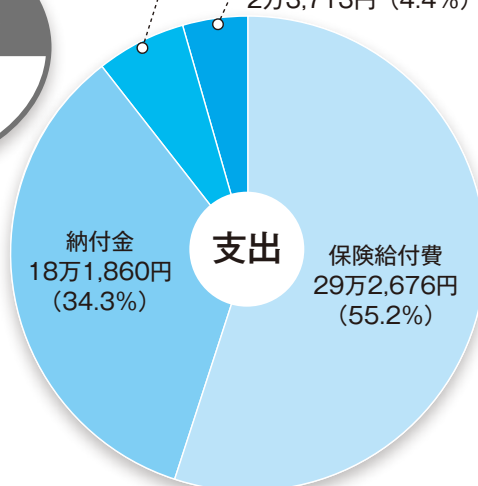


皆様1人当たりで
予算を見てみると

合計
53万652円

保健事業費
3万2,403円 (6.1%)

その他
2万3,713円 (4.4%)



介護勘定予算

介護勘定予算は
総額 15億3,915万6千円に
決定されました。

収入	
科目	予算額(千円)
介護保険収入	1,429,919
繰入金	109,226
雑収入	11
合計	1,539,156

支出	
科目	予算額(千円)
介護納付金	1,538,456
介護保険料還付金	700
合計	1,539,156

平成28年度に実施する保健事業

保健知識の広報・PR

- 機関誌等の発行
- ホームページによる広報活動
- 医療費通知およびジェネリック医薬品利用促進通知の実施
- 共同保健指導宣伝の実施
- 統計資料の整備
- 事業所用テキスト等の配付
- 新生児保健図書の配付

疾病予防・健康管理

- 一般健診の実施
- 生活習慣病予防健診の実施
- 日帰り人間ドックの実施
- 婦人健診の実施
- 健康診断の受診促進
- 特定健診・特定保健指導の実施
- 健診結果データの管理

- 健診結果に基づく医療機関受診勧奨
- インフルエンザ予防接種の補助
- 事業所用救急薬品の配付
- 家庭用常備薬等の斡旋
- 「24時間心と体の電話健康相談」の実施

健康保持・体力づくり

- 遊園施設利用の補助
- プール利用の補助
- マス釣り大会の開催
- スケート場利用の補助
- スキー施設(リフト)利用の補助

心身の保養

- 直営保養所の運営
- 契約保養所利用の補助
- 健保会館の運営

「マイナンバー制度」についてのお知らせ

健保組合の事務手続きにもマイナンバーが必要になります

マイナンバー制度の利用が平成28年1月より、社会保障・税・災害対策の事務手続等で開始されましたが、制度により利用開始時期が異なっております。

当健保組合では、平成28年9月以降に被保険者・

被扶養者の皆様からマイナンバーのご提出をお願いする予定です。そして、平成29年1月より各種届出書に被保険者や被扶養者の皆様のマイナンバーを記入していただくことになります。

詳細が決まり次第、ご案内をさせていただきます。

ご家族のマイナンバーも忘れずに

ご家族（被扶養者）のマイナンバーも、事業所を通じて取得させていただきます。別の場所で暮

らしていたり、学生であっても、被扶養者の認定を行うために必要です。

健康保険でマイナンバーが必要になるのは…

- 保険料の徴収事務
- 適用関係の手続き … 健康保険被保険者の資格取得や資格喪失届
- 給与関係の申請 … 傷病手当金や高額療養費の支給申請 など

※詳細が決まり次第、各事業所様を通じてご案内させていただきます。

個人情報 はきちんと保護されます

当健保組合では、皆様の個人情報を適切に保護しておりますが、平成28年4月より、マイナンバー制度施行に伴う新規等を施行いたしました。

当組合ホームページ (<http://www.st-kenpo.or.jp>)

にて、『プライバシーポリシー（個人情報等の取扱いについての指針）』及び『当健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的』を公表しております。

スケジュール

平成28年									平成29年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当組合ホームページに『プライバシーポリシー』・『利用目的』を公表											
				【マイナンバー収集】 健康保険に加入している被保険者・被扶養者の方々のマイナンバーを事業主を通じて収集					【マイナンバー利用】 各種届出書等にマイナンバーを記載		

※【マイナンバー収集】・【マイナンバー利用】の詳細につきましては、決まり次第、ご連絡いたします。



平成28年4月から

健康保険の内容が一部変わりました

健やかライフ第168号(2015.11月号)でも広報しましたが、検討されていたポイント1の「紹介状なしでの大病院受診時の定額負担」の内容が決定しましたので、主な改正内容を改めてお知らせします。

Point
1

紹介状なしでの大病院受診時の定額負担

これまで、大病院の一部では、紹介状なしで外来受診した患者に対し特別料金の徴収を行っていましたが、平成28年4月からは、大病院（特定機能病院等）を紹介状なしで外来受診した患者に対しては、救急等を除き初診料とは別に一定額の料金を徴収することが義務付けられることになりました。

なりました。

これは、特定機能病院などの大病院は専門的な外来受診に特化させ、通常の外来診療は診療所や中小病院へと医療機関の役割分担を促すために行われます。

7割※ 保険給付 (健保組合負担)		+	3割 一部負担金 (患者負担)	
医療費 (保険診療)				
			初診時	再診時
			医 科	5,000円以上
			歯 科	2,500円以上
				1,500円以上

当健保組合の保険給付を紹介します

保険給付は、業務外の病気やけがで保険医療機関を受診したときや、出産、死亡の場合などに受けることができます。

この保険給付には、健康保険法で定められた「法定給付」と、健保組合が独自で行う「付加給付」があります。ここでは当健保組合の主な保険給付について説明します。

★保険給付の詳しい内容については、
当健保組合ホームページをご覧ください。

療養の給付



保険医療機関で受けた診察、治療材料の支給、処置、手術、入院等について現物給付を受けることができます。現物給付を受ける場合、保険費用の3割が自己負担となります。

- ※義務教育就学前のお子様は、自己負担2割です。
- ※70～74歳の医療費自己負担割合（現役並所得者を除く）は、2割です。
- ※ただし平成26年3月31日以前に70歳に達した人は、4月1日以降も1割。

療養費



健康保険被保険者証が未交付であったり、保険医療機関で保険診療を受けることが困難なとき、やむを得ない事情のため保険診療が受けられないなど、医療機関で自費診療し健保組合が必要と認めたとき、保険費用から自己負担（3割）を差し引いた額が療養費として支給されます。

傷病手当金



被保険者が療養のため就労できず、報酬が受けられない場合、休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、1年6ヵ月間を限度に、休んだ日に対して1日当たりの算定基礎額（※1）の3分の2に相当する額が支給されます。ただし、休んだ期間について、傷病手当金の額より多い報酬を受けた場合は、支給されません。

出産手当金



被保険者が出産のため会社を休み報酬が受けられない場合、出産前42日（多胎妊娠の場合98日）、出産後56日の範囲内で休んだ期間、1日当たりの算定基礎額（※1）の3分の2に相当する額が支給されます。ただし、休んだ期間について、出産手当金の額より多い報酬を受けた場合は支給されません。

出産育児一時金



被保険者・被扶養者は、出産したとき420,000円※2の給付を受けることができます（死産を含む）。

- ※2 産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る）した場合。在胎週数第22週未満の出産の場合や、この制度に加入していない医療機関等で出産した場合の支給額は404,000円です。

当健保組合の付加給付

被保険者、被扶養者ともに、出産時に当健保組合の資格があるときに、法定給付に加えて、出産育児一時金付加金として16,000円を受けることができます。

高額療養費



1ヵ月1件の医療費自己負担額が制度上の一定額を超えたとき、患者の自己負担の増大を防ぐよう限度額が設定されています。1ヵ月当たりの自己負担限度額は被保険者の標準報酬月額に応じて以下のとおりです。

- 標準報酬月額が83万円以上
 $252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) \times 1\%$
- 標準報酬月額が53万円～79万円
 $167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) \times 1\%$
- 標準報酬月額が28万円～50万円
 $80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) \times 1\%$
- 標準報酬月額が26万円以下
57,600円
- 住民税非課税者
35,400円

- ※ このほか、70歳以上の方、多数回該当の方、世帯合算の場合等、別に定める負担軽減措置があります。

埋葬料および埋葬費



被保険者が死亡したときは、埋葬を行った家族（被保険者に生計を維持されていた人であれば、被扶養者でなくてもかまいません）に埋葬料として、50,000円が支給されます。被扶養者が死亡したときは、被保険者に家族埋葬料として、50,000円が支給されます。

死亡した被保険者に家族がいないときは、埋葬を行った人に、埋葬料の額（50,000円）の範囲内で、埋葬にかかった費用が埋葬費として支給されます。

当健保組合の付加給付

法定給付に加えて、埋葬料には埋葬料付加金として20,000円が支給されます。

※1 傷病手当金と出産手当金の算定基礎額が次のとおり変更になりました。

平成28年3月31日までは直近の標準報酬月額、平成28年4月1日からは直近12ヵ月平均の標準報酬月額の30分の1



保険証は退職した日の翌日から使用できません

退職（資格喪失）後に病院等で使用した場合、健保組合で医療費の負担はできません。後日、ご本人に医療費を請求させていただきます。

会社を退職された場合、または被扶養者から除かれた場合には、会社を通じて保険証を健保組合へ返還してください。

保険証は、資格喪失日（退職した日の翌日）および被扶養者削除日から病院等で使用できません。

また、被保険者本人が退職等により資格喪失した場合、家族の方も同じ日から保険証は使用できませんのでご注意ください。

※高齢受給者証（70歳から74歳までの被保険者および被扶養者）につきましても同様の取り扱いとなります。

退職後は新たな健康保険に加入し、病院等に受診する際には新たな保険証を提示してください。

健保組合と介護保険

介護保険では40歳以上の人が被保険者となります。65歳以上の人を「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満の人を「第2号被保険者」といいます。健保組合に加入する被保険者のうち第2号被保険者は健保組合に健康保険料と同様に介護保険料を納めます。しかしながら40歳以上65歳未満であっても健康保険の被扶養者は保険料を納めることはありません。

介護保険が適用されない人

介護保険第2号被保険者で、以下に該当する人は介護保険の適用除外となります。

- ①海外居住者（日本国内に住所がない人）
- ②在留期間3カ月以下の外国人
- ③適用除外施設に入所している人

忘れていませんか？

被扶養者（異動）届の提出は異動があった日から5日以内に！

春は卒業や就職などで、被扶養者だったお子さんが独立されることの多いシーズンです。被扶養者に異動があった場合は、5日以内に「被扶養者（異動）届」に必要事項を記入し（削除するときは該当する被扶養者の保険証を添付）、会社を経由して健保組合に届け出る必要があります。

特に今まで被扶養者だった方が被扶養者でなくなる場合、届け出るのを忘れてそのまま被扶養者でいると、その方にかかった医療費や高齢者の方への納付金を健保組合が支払うこととなります。皆様から納めていただく保険料を有効に活用し、無駄な支出を抑えるためにも、該当される方は忘れずに手続きされますようお願いいたします。

平成28年度
任意継続被保険者の
標準報酬月額上限について
標準報酬月額上限：360,000円
（平成27年度 360,000円）
適用年月日：平成28年4月1日

組合日誌

第229回理事会

平成27年12月10日（木） ホテルメトロポリタン

主議題

- ・平成27年度収入支出決算見込
- ・平成28年度予算編成の大綱（案）

第230回理事会

平成28年2月9日（火） 健保会館

主議題

- ・平成27年度収入支出変更予算（案）
- ・平成28年度予算編成の大綱（案）
- ・平成28年度事業計画（案）
- ・平成28年度収入支出予算（案）
- ・マイナンバー制度施行に伴う規程等の整備（案）

第96回組合会

平成28年2月19日（金） ホテルメトロポリタン

主議題

- ・平成27年度収入支出変更予算（案）
- ・平成28年度健康保険料率（案）
- ・平成28年度介護保険料率（案）
- ・平成28年度事業計画（案）
- ・平成28年度収入支出予算（案）
- ・マイナンバー制度施行に伴う規程等の整備（案）

組合の現況 （平成28年2月末現在）

事業所数	569社
被保険者数	26,307人
被扶養者数	23,898人
平均標準報酬月額	362,614円



ジェネリックにすると、 どのくらい安くなるの？



家計にやさしい薬を有効活用して、
薬代のストレスを解消しましょう！



1年で5,940円だと、3年で
1万7,820円。これなら好きな
洋服が買えちゃうわね！



効き目は先発医薬品とほぼ同じ。
ジェネリックは**開発費用が少な
くて済むから安いんですよ。**



ずいぶん安くなるんですね。でも、
品質に問題はないのかしら？



**長期の服用なら、ジェネリッ
クがお得ですよ。** 高血圧症の場
合、1年で約5,940円節約でき
る薬もあります。



先生、毎月支払う薬代の負担が大変
なんです。なんとかありませんか？

今回の相談者

康子さん

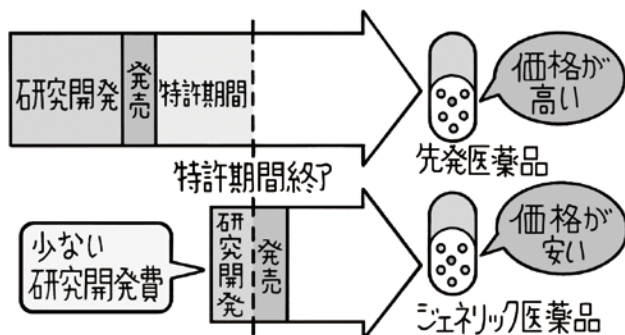


数年前の健診で高
血圧症と診断されて
以来、薬をのみ続け
ている会社員

Point

**開発にかかるコストが
抑えられ、それが価格に
反映されています**

通常、医薬品の開発には10～15年の歳月と、数
百億円もの投資が必要。それに比べてジェネリック医
薬品は、先発医薬品の有効成分を使って製造されるの
で、開発期間は3～5年と短く、費用も少なくて済み
ます。その分、低価格で販売することができるのです。

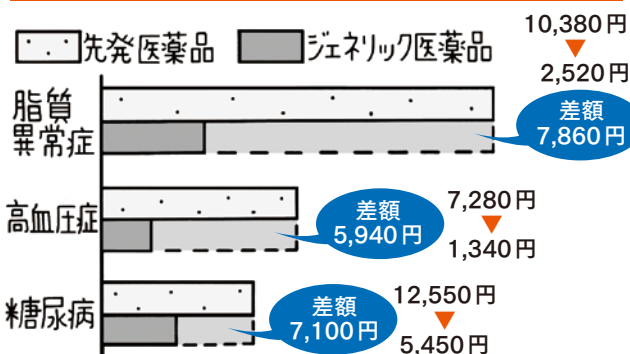


Point

**服用期間が長い薬ほど
節約効果を実感できます**

ジェネリック医薬品の価格は先発医薬品の約2～7
割。生活習慣病のように年単位の服用が必要な薬ほ
ど、価格によるメリットが大きくなります。

薬代の自己負担(3割)の比較(1年間服用した場合)



*上記負担額は薬代のみの目安(一例)です。このほかに調剤技
術料や薬学管理料などが加算されます。なお、代表的な先発
医薬品と、もっとも安いジェネリック医薬品を比較しています。
(©日本ジェネリック医薬品学会)



**長期間薬をのみ続けている人は、価格の安いジェネリックがベストチョイス！
先発医薬品と比べるとお薬代に大きな差が出ます。**

※該当するジェネリック医薬品がない場合もあります。